

平成23年度

福島町議会定例会10月会議

平成23年10月28日（金）

諸般の報告
(第1号)

福島町議会

提出された案件

1. 町長提出

議案第24号 平成23年度福島町一般会計補正予算（第7号）

議案第25号 平成23年度福島町国民健康保険特別会計（第2号）

町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	川岸 勤	財務課長兼財務グループ参事 兼税務グループ参事	本庄屋 誠
会計管理者	谷藤 悟	町民課長兼福祉グループ参事	盛川 哲
産業課商工グループ参事	近藤 勝弘		
監査委員	花田 修一	監査委員補助職員	(石堂 一志)

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂 一志	議会グループ総括主査	前田 勝広
議会グループ主事	澤田 元気	議会グループ書記	平野 文子

監査報告

10月4日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。（水道事業会計）

10月14日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。

（一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、
後期高齢者医療費特別会計、浄化槽整備特別会計）

委員会の調査報告

10月6日 総務教育常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。

10月19日 総務教育常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。

〃 経済福祉常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。

質問状の受理

10月18日 山名 連氏（福島町字三岳86番地の2）から、「監査請求に基づく監査結果について（報告）」に関する質問状の提出があった。

議会に関連した諸行事（平成23年度福島町議会定例会9月会議後本日まで）

- 9月23日 第4回おおさか誠二政経セミナー（議長）
- 9月24日 全国咸臨丸まちづくりサミット（熊野委員長）
- 9月25日 福島中学校学校祭（議長）
- 9月27日～28日 渡島総合開発期成会中央要望（議長）
- 9月30日 総務教育常任委員会
（福島商業高等学校の地域キャンパス校としての存続対策）
- 10月1日 議会諮問会議（議長ほか）
- 10月2日 第27回カントリーフェスティバル（議長ほか）
- 10月6日 山梨市議会会派行政視察（議会改革）
- 10月7日 福島町メンタルヘルス研修会（議長ほか）
- 10月11日 平成23年度 四署消防総合訓練（議長ほか）
- 〃 総務教育常任委員会
（過疎地域自立支援特別事業基金の活用事業）
- 10月12日 経済福祉常任委員会
（過疎地域自立支援特別事業基金の活用事業）
- 10月13日 福島町高齢者ふれあいスポーツ大会（副議長ほか）
- 10月16日 吉岡小学校学習発表会（議長）
- 〃 福島小学校学習発表会（議長）
- 10月17日 総務教育常任委員会（行政評価）
- 10月18日～20日 渡島西部四町議会議員連絡協議会 視察研修
（加藤議員、佐藤（孝）議員、花田議員）
- 10月18日 神奈川県葉山町議会教育民生常任委員会行政視察
（健康づくり推進計画、各種計画を議決事件に追加した経緯）
- 10月19日 岩手県八幡平市議会運営委員会行政視察（議会改革）
- 10月20日 公立学校法人はこだて未来大学と福島吉岡漁業協同組合及び
福島町との包括連携協定書締結調印式（議長ほか）
- 10月21日 経済福祉常任委員会（こども医療費・障がい者支援対策、行政評価）
- 10月24日 議会運営委員会（議会だよりの編集ほか）
- 10月27日 総務教育常任委員会（所管関係施設・事業等の町内視察）
- 10月28日 議会運営委員会（定例会10月会議の運営ほか）

常 任 委 員 会 報 告

平成23年9月21日、福島町議会定例会9月第2回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えた常任委員会から、別紙のとおり所管事務調査報告書の提出があったので、これを報告する。

平成23年10月28日 提 出

福島町議会議長 溝 部 幸 基

記

- 総務教育常任委員会
- 経済福祉常任委員会

福 議 委 号
平成23年10月6日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成23年9月21日福島町議会定例会9月第2回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第140条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(1) 福島商業高等学校の地域キャンパス校としての存続対策について
調査期間	平成23年9月30日(1日間)
出席委員	委員長 熊野茂夫 副委員長 川村明雄 委員 佐藤孝男 委員 滝川明子 委員 平野隆雄 委員 溝部幸基
欠席委員	なし
委員外議員	佐藤卓也、木村隆、花田勇
出席説明員	町長 村田駿 教育長 丁子谷雅男 教育委員会教育次長 出羽正機 教育委員会学校教育グループ総括 阿部憲一
議会事務局職員	議会事務局長 石堂一志 議会グループ総括主査 前田勝広 議会グループ主事 沢田元気

[委員会意見]

調査事件 1 福島商業高等学校の地域キャンパス校としての存続対策について (平成 23 年 9 月 30 日調査)

平成 23 年度の福島商業高等学校（以下「高校」とする。）受験状況は、少子化などの要因で入学希望者の減少が続き地域キャンパス校継続の目安である 20 名を下回る見込みが強く、対象生徒数の予測推移を見ても引き続き厳しさが増すことが想定されることから、町は高校存続検討委員会等の協議などを踏まえ、これまでの支援策に加え、新たな入学生確保対策として各種商業関連資格取得に対する助成策を示し、本委員会（平成 23 年 2 月）調査を経て、本年度より実施している。

町はこれまで、入学奨励金をはじめ各種支援策を講じてきているものの、今年度の入学者は目標値を下回る結果（15 人）となっており、今後さらに厳しい状況が予測される。本委員会のこれまでの意見は、対処療法としての支援策ではなく、抜本的な解決策を見出さなければ現状の打開は難しいことなどを指摘してきたが、残念ながら効果的な解決策を実行できず、実質的な成果を示すことが出来ない状況となっている。

町では、地域キャンパス校としての必須要件である平成 24 年度の入学者 20 名以上の確保に向け従来の支援策に加え新たな支援策を予定していることから、当該支援策の内容等の調査及び存続に向けた中長期的な対応策も含めて調査したものであり、その調査結果の主な内容は次のとおりである。

また、高校を訪問し吉本校長先生と「魅力ある福島商業高等学校について」の懇談を行いながら調査を実施したものである。

【吉本校長先生との懇談概要】

高校沿革の説明後、懇談会資料として用意された「学校概況」により、活動や取り組み状況の説明を受けた。地域キャンパス校指定後の教員の減による学校経営の苦労や、中学校、函館商業高校そして東京農業大学との連携の取り組み、魅力ある学校づくりの取り組み、近隣町に対する積極的な高校 PR 活動など、改めてその活動と取り組みを深く認識したところである。

特に、商業高校の最大のメリットである簿記等の「資格取得」は、生徒数が減少している中で、資格試験合格者が増えている。生徒の努力はもちろんのことであるが、教員の協力による講習体制の充実も大きな要因と考える。吉本校長先生より「資格を活かして進学を」との話もあり、更に魅力ある高校にする

ためのキーワードになるものとする。

意見交換は、高校が町に期待する支援内容はどのようなものがあるかを中心に行われた。この中で、年々生徒数が減少し団体会計（PTA・生徒会）の維持が困難な状況にあり保護者の負担軽減のための部活動への助成、近隣町の募集PRをより魅力あるものにするために交通費全額助成の支援を期待するとの話や、町が高校と協力し、資格取得や公務員試験などに対応した講習等の実施は、放課後や週休日であれば可能との説明を受けた。

また、大学への推選希望者が少ない（平成23年3月卒業生は2名）ことに関しては、学校推選できる生徒はいるが、経済的事情から進学（推選）しない例があるとの説明を受けた。

【調査の論点】

- 1 町が予定している、①入学奨励金の増額、②部活動における全道大会等参加旅費に対する補助、③町外通学生徒に対する交通費全額補助の支援策で入学者20名を確保できるのかどうか。
- 2 入学生を増やすための、魅力ある高校を目指す支援策はどのようなものがあるか。

【意見交換の結果】

- 1 町が予定している3つの支援策は、高校とも十分協議したものであることは、前述の懇談概要からも理解するものである。従来の支援策の延長線上にあり、抜本的な存続対策には繋がらないと考える。しかしながら、志望校を選択する最終段階をむかえ、起死回生の解決策を新に提示することは難しいと判断せざるを得ないところから、地域キャンパス校として平成24年度の入学者20名以上の確保が必須条件となる状況下にあっては、当該支援策により、教育委員会は高校及び高校存続検討委員会と共同し、早急に生徒募集PRを従前にもまして積極的に進めることを望むものである。
- 2 今後の対象生徒数の推移を考慮すると更に魅力ある高校にしていくための支援策の早急な検討が必須である。福島町の将来を担う子供たちの高等教育を大きく支え続けてきた福島商業高校の役割を再認識し全町的な取組みを継続しなければならない。地元で高校が無くなった場合の保護者の経済的負担や生徒の通学等の負担に加え、教職員の町民税や家族を含めた交付税収入の減、町内購買力の低下など、その影響は深刻であることを念頭に置き、次の4項目を提言する。

- 資格取得へのバックアップ体制の検討
簿記等の検定試験の合格者増と学力向上を目的に、町が新たに講師等を採用する。また、公務員試験に対応した講習も視野に入れる。
(放課後、週休日、夏・冬期休暇を活用した取組み)
- 大学進学時の支援策創設の検討
全商連の1級以上の資格取得者(取得数は要検討)の大学進学時における入学金や授業料の助成制度を創設する。
- 役場職員(正規)への採用枠の検討
高校卒業者を福島町役場の正規職員とする採用枠を設ける。
- 町内事業所に対する生徒の就職支援の検討
町内事業所に対し卒業生の採用に向けて就職支援をする。

上記の支援策を実現するには相当の財源を必要とするものであるが、過疎地域自立支援特別対策事業基金やふるさと応援基金等の活用を含めて検討すべきものと考えらる。

なお、本件調査は今回で終了するものであるが、平成24年度の高校入学者の応募状況が判明する平成24年2月中に再度調査を実施することで確認したものである。

福 議 委 号
平成23年10月19日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成23年9月21日福島町議会定例会9月第2回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第140条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(2) 過疎地域自立支援特別事業基金の活用事業について
調査期間	平成23年10月11日(1日間)
出席委員	委員長 熊野茂夫 副委員長 川村明雄 委員 佐藤孝男 委員 滝川明子 委員 平野隆雄 委員 溝部幸基
欠席委員	なし
委員外議員	なし
出席説明員	町 長 村田 駿 副町長 竹下 泰弘 教育長 丁子谷 雅男 総務課長 川岸 勤 総務課企画グループ参事 鳴海 清春 財務課長 本庄屋 誠 総務課企画グループ総括主査 住吉 英之
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ総括主査 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

[委員会意見]

調査事件 2 過疎地域自立支援特別事業基金の活用事業について

(平成 23 年 10 月 11 日調査)

本調査は、平成 22 年 9 月に議決した「福島町過疎地域自立促進市町村計画」に基づく、具体的な活用計画案に対するものであり、財源に関する「福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例」も、同年 12 月に議決している。

調査資料は経済福祉常任委員会所管分を含めた全体の活用事業案となっているが、本委員会所管分である「定住促進対策事業」と関連条例の「福島町ふるさと暮らし応援条例(案)」の内容を主体に調査したものであり、その調査結果の主な内容は次のとおりである。

【調査の論点】

- 1 福島町出産祝金交付事業について
 - ① 異動を常としている職場に勤務する者(転勤者)を受給資格者に含めるべきか。
 - ② 第3子以上の奨励金 100 万円の一括支給は適切であるか。
 - ③ 総合的な子育て支援対策の考え方はどうなのか。

- 2 福島町定住促進住宅等奨励事業について
 - ① 町内居住者で建替した者及び中古住宅購入者(リフォームを含む)を受給資格者に含めるべきか。
 - ② 土地購入費を算定額に含めるべきか。

- 3 両対策事業について
 - ① 奨励金等の商品券の割合は適当か。
 - ② 平成 28 年度以降の事業計画(財源を含む)をどのように考えるべきか。

【意見交換の結果】

町の喫緊の課題となっている、定住促進対策事業の最大の目的は、「人口の減少に歯止めをかける」ことにある。このための重要な視点を「若者雇用の場の確保」、「子どもを産み育てる環境の整備」、「移住者等を受け入れる体制の整備の充実」と捉え施策(事業)を構築していることに異論はなく、早急

に施策を推進していくことが必要である事を述べ、次のとおり論点に沿った意見交換の結果を記載する。

1 福島町出産祝金交付事業について

- ① 異動を常としている職場に勤務する者（転勤者）を受給資格者に含めるべきか。

福島町の特色ある「子どもを産み育てる環境の整備」の一環として、親と出生した子どもが一緒に生活することを条件に転勤者も受給資格者に含めるべきと考える。同時に1年以上の居住制限もなくすべきと考える。

- ② 第3子以上の奨励金100万円の一括支給は適切であるか。

定住の視点、子育て支援の観点と町の関わり方を考慮し、分割支給にすべきと考える。期間は5年間とし、誕生日に20万円ずつ支給する。

- ③ 総合的な子育て支援対策の考え方はどうなのか。

出産祝金交付事業はあくまでも少子化対策の一つであり、「子どもを産み育てる環境の整備」の一環であると理解している。町は、子育て支援の一層の充実を図るため、平成22年3月に「福島町次世代育成行動計画（後期計画）」を策定し、地域全体で子ども支援する施策を推進しているところである。即効性のある少子化対策はなく、地域全体で根気強く継続する「子どもを産み育てる環境の整備」が重要である。このためには、次世代育成行動計画の基本目標である「安心して子育てができる環境づくり」、「健やかな成長を支える環境づくり」、「地域全体で子育てを支える環境づくり」を基本に、既存の計画等を複合的な視点から捉えた「子育ての基本となる条例」の制定に向けた検討が必要であると考えます。

2 福島町定住促進住宅等奨励事業について

- ① 町内居住者で建替した者及び中古住宅購入者（リフォームを含む）を受給資格者に含めるべきか。

人口の減少に歯止めをかけるには、今住んでいる方にこれからも福島町に住み続けてもらうことが最も重要なことである。住宅を持つことは、取りも直さず定住に繋がることから、町内居住者の住宅建替と中古住宅購入者も受給資格者に含めるべきと考える。これにより、住宅建替等の機運が高まり町内経済の活性化と空き家住宅の再生が期待できるものである。

② 土地購入費を算定額に含めるべきか。

一般的に住宅と土地は一体のものである。現在、町には分譲地や宅地造成計画がないことを考慮し、土地購入と同時の新築・建替及び土地代を含む中古住宅購入の場合の土地購入費も奨励金の算定額に含めるべきものと考ええる。

3 両対策事業について

① 奨励金等の商品券の割合は適当か。

町のこれまでの福島町商工会の商品券発行事業への補助との関連性や地元購買力アップの観点から、町内商品券の割合を20%から30%に引き上げるべきものと考ええる。

② 平成28年度以降の事業計画（財源を含む）をどのように考えるべきか。

町は、過疎地域自立促進特別措置法の最終年度である平成27年度までを事業期間とし、その財源を過疎地域自立促進事業基金により計画している。条例を制定し施策を実施するための予算措置（財源）が的確に講ぜられる見込みがあるのかどうかは重要な視点である。しかし、喫緊の課題である定住促進対策は短期間で効果が表れるものではなく、継続した長期間の取り組みが必要である。一方では、毎年相当額の予算措置が必要であることや、事業効果をきちんと検証し町民に説明した上で実施する必要がある。以上から、事業期間を5年から10年の範囲内で一定の区切りを設けるべきものと考ええる。

今回町が示した定住促進対策事業の考え方や奨励金等に基本的に異論はなく、前述した意見交換の結果を踏まえ、更に庁内協議を深め精査のうえ、町民はもちろん町外者にも魅力のあるものとして広く事業をPRされ、人口減少歯止め策推進の契機となることを強く期待するものである。

なお、今回の人材育成・人材確保対策事業は農林水産業の担い手対策に絞ったものとなっているが、福島町の存亡にも関わる福島商業高等学校存続問題は喫緊の課題であり、町の将来を担う子供たちの高等教育の充実と地元中学生の進学率の向上に繋がる対策として、福島商業高校を父母や中学生にとって更に魅力あるものとする対策も併せて検討することを望むものである。

福 議 委 号
平成23年10月19日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成23年9月21日福島町議会定例会9月第2回会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第140条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(1) 過疎地域自立支援特別事業基金の活用事業について
調査期間	平成23年10月12日(1日間)
出席委員	委員長 木村 隆 副委員長 佐藤 卓也 委員 平沼 昌平 委員 加藤 雅行 委員 花田 勇 委員 平野 隆雄
欠席委員	なし
委員外議員	議員 滝川 明子
職務のために出席した議員	議長 溝部 幸基
出席説明員	町 長 村田 駿 副町長 竹下 泰弘 教 育 長 丁子谷 雅男 総務課企画グループ参事 鳴海 清春 財 務 課 長 本庄屋 誠 総務課企画グループ総括主査 住吉 英之 産 業 課 長 三鹿 菊夫 産業課農林グループ参事 工藤 昭一 町 民 課 長 盛川 哲
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ総括主査 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

[委員会意見]

調査事件 1 過疎地域自立支援特別事業基金の活用事業について

(平成 23 年 10 月 12 日調査)

本調査は、平成 22 年 9 月に議決した「福島町過疎地域自立促進市町村計画」に基づく、具体的な活用計画案に対するものであり、財源に関する「福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例」も、同年 12 月に議決している。

調査資料は総務教育常任委員会所管分を含めた全体の活用事業案となっているが、本委員会所管分である「人材育成・人材確保対策事業」と関連条例の「福島町産業担い手支援条例(案)」の内容を主体に調査したものであり、その調査結果の主な内容は次のとおりである。

【調査の論点】

- 1 水産業担い手支援事業について
 - ① 林業担い手養成事業と同様に住宅料支援金が必要ではないのか。
- 2 農林業担い手養成事業について
 - ① の受け入れ体制をきちんと整備しておくべきではないのか。
- 3 両対策事業について
 - ① 福島町産業担い手支援条例(案)の題名は適当であるか。
 - ② 「起業」に対する支援策は必要ではないのか。
 - ③ 町の人口動態を分析し対策を講じる必要があるではないのか。

【意見交換の結果】

産業の振興や定住促進を図る上で、これらを推進する原動力となる人材育成・確保は重要な施策である。町において、農林水産業に的を絞った担い手の育成・確保と新規就業者への支援を制度化し、次世代の担い手を確保することに異論はなく、早急に施策を推進していくことが必要である事を述べ、次のとおり論点に沿った意見交換の結果を記載する。

1 水産業担い手支援事業について

- ① 農林業担い手養成事業と同様に住宅料支援金が必要ではないのか。
水産業においても I ターン者等が申請することも想定されることから、農林業担い手養成事業と同様に住宅料支援金を設けるべきと考える。

2 農林業担い手養成事業について

- ① 町の受け入れ体制をきちんと整備しておくべきではないのか。
本来は本町の農業ビジョンがきちんと示され、その上で町としてのしっかりとした受け入れ態勢を整えておくべきである。現状がこのようになっていないのであれば、本町に適した農業経営はどのようなものがあるのか、早急に今後の農業ビジョンを描き示すべきである。しかしながら、本町の農業を再生して行く第一歩として本事業に取り組むことは大事であると考ええる。

3 両対策事業について

- ① 福島町産業担い手支援条例（案）の題名は適当であるか。
条例の題名は分かりやすく誤解を生じないように付けることが必要であると考ええる。本条例は「福島町産業担い手支援条例」としているが、対象は水産業と農林業に限定している。一般的に「産業」とは、農林水産業、商工業、観光サービス業などの総称である。従って、町民に誤解を与えないように題名を「福島町農林水産業担い手支援条例」に変更すべきものと考ええる。
- ② 「起業」に対する支援策は必要ではないのか。
新しく事業を始める「起業」の促進は、町の人材育成・人材確保対策並びに定住促進対策において重要な課題である。現在、検討を進めている「福島町定住促進及び少子化対策検討プロジェクト事業」で若者が自ら定住対策などを考え提言する場が設けられている。これらの検討において、町の将来を担う若者等の「起業」に対する機運の醸成に繋がる提言を期待し、町の前向きな支援策の検討を望むものである。
- ③ 町の人口動態を分析し対策を講じることが必要ではないのか。

町内における、生産年齢人口（満 15 歳以上 65 歳未満）の就業状況や転

入・転出する方の要因等をきちんと分析することが必要である。この分析結果を基礎とし、就業実態・住民要望を勘案した定住促進対策や人材育成・人材確保対策であるべきと考える

今回町が示した人材育成・人材確保対策事業のうち、農林水産業担い手養成事業については多少の疑問や不安はあるものの、全体の考え方や奨励金等に基本的に異論はなく、前述した意見交換の結果を踏まえ、更に庁内協議を深め精査のうえ、町民はもちろん町外者にも魅力のあるものとして広く事業をPRされ、人口減少歯止め策推進の契機となることを強く期待するものである。